







4 基金は、職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは病気にかかり、基準日後に法第二十八条の二第一項各号のいずれにも該当する旨を申請した場合には、速やかにこれに対する決定を行い、当該職員及び当該職員の任命権者に通知するとともに、当該職員が同項各号のいずれにも該当する場合には、傷病補償年金の支給の決定をしなければならない。

基金は、傷病補償年金を受けている者が法第二十八条の二第四項に規定する場合に該当する旨を申請した場合には、速やかに当該傷病補償年金を受けている者が同項に該当するかどうかを決定し、該当するときは速やかにその旨を当

い。

2 基金は、職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、基準日後に法第二十八条の二第二項各号のいずれにも該当するものと決定したときは、速やかにその旨を当該職員及び当該職員の任命権者に通知するとともに、傷病補償年金の支給の決定をしなければならない。

3 基金は、傷病補償年金を受けている者が法第二十八条の二第四項に規定する場合に該当するものと決定したときは、速やかにその旨を当該傷病補償年金を受けている者及び当該傷病補償年金に係る職員の任命権者に通知するとともに、新たに該当するに至つた傷病等級に応ずる傷病補償年金の支給の決定をしなければならぬ。

(傷病補償年金の支給の決定等)  
**第三十条の二** 基金は、職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後一年六箇月を経過した日（以下この条において「基準日」という。）から相当の期間内に、基準日において法第二十八条の二第一項各号のいずれにも該当するかどうかを決定し、当該職員及び当該職員の任命権者に通知するとともに、同項各号のいずれにも該当する場合には、速やかに傷病補償年金の支給の決定をしなければならない。

等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第一項、第四条第一項及び第五条第二項の規定による登録に係る預貯金口座（以下「公金受取口座」という。）への払込みを希望しない場合には、個人番号の記載を要しないものとする。

（所在不明による支給停止の申請等）

**第三十二条** 法第三十五条第一項の規定による遺族補償年金の支給の停止を申請する者は、基金の定めるところにより、申請書及び年金証書を基金に提出しなければならない。

**（年金証書）**

**第三十三条** 基金は、年金たる補償の支給の決定の通知をするときは、当該補償を受けるべき者に対し、あわせて年金証書を交付しなければならない。

第三十一条 遺族補償年金の請求の代表者

2 遺族補償年金を受ける権利を有する者が二人以上あるときは、これらの者は、そのうちの一人を遺族補償年金の請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。ただし、世帯を異にする等やむをえない事情のため、代表者を選任することができないときは、この限りでない。

3 遺族補償年金を受ける権利を有する者は、前項の規定により、代表者を選任し、又はその代表者を解任したときは、すみやかに書面でその旨を基金に届け出なければならない。この場合には、あわせてその代表者を選任し、又は解任したことを証明することができる書類を提出しなければならない。

7 前二項の規定により法第二十八条の二第一項各号のいずれにも該当する旨又は同条第四項に規定する場合に該当する旨を申請する者は、基金の定めるところにより、申請書を職員の任命権者を経由して基金に提出しなければならない。

基金は、傷病補償年金を受けている者の障害の程度が別表第二に定める傷病等級に該当しなくなつたものと決定したときは、その旨を当該傷病補償年金を受けている者及び当該傷病補償年金に係る職員の任命権者に通知しなければならない。

該傷病補償年金を受けていた者及び当該傷病補償年金に係る職員の任命権者に通知するとともに、新たに該当するに至つた傷病等級に応ずる傷病補償年金の支給の決定をし、該当しないときは速やかにその旨を当該傷病補償年金を受けている者に通知しなければならない。

3 ことができる。  
前二項に規定する者は、これらの項の規定に  
かかわらず、基金が療養の現状等に関する報告  
書を行行政手続における特定の個人を識別するた  
めの番号の利用等に関する法律第十九条第八号  
に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令  
(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第百  
一条第二号に規定する事務に利用しない場合に  
は、個人番号の記載を要しないものとする。  
(定期報告)

**第三十六条** 年金たる補償を受ける者は、基金の  
定めところにより、毎年一回(二月一日から同  
月末日までの間にその障害の現状又は遺族補償  
年金の支給額の算定の基礎となる遺族の現状に

**第三十五条の二** 基金は、公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後一年六箇月を経過した日において当該負傷又は疾病が治つていらない者から、基金の定めるところにより、同日後一箇月以内に、氏名、個人番号その他の事項を記載した療養の現状等に関する報告書を提出させるものとする。  
基金は、公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後一年六箇月を経過した日後において当該負傷又は疾病が治つていない者から、基金の定めるところにより、氏名、個人番号その他の事項を記載した療養の現状等に関する報告書を提出させる。

**第三十五条** 年金証書の交付を受けた者は、その後において亡失した証書を発見したときは、すみやかにこれを基金に返納しなければならない。

（療養の現状等に関する報告）

2 基金は、すでに交付した年金証書の記載事項を変更する必要が生じた場合は、当該証書と引換えに新たな証書を交付しなければならない。3 基金は、必要があると認めるときは、年金証書の提出又は提示を求めることができる。

く。)の規定により、その者の遺族補償年金を受ける権利が消滅した場合 口 その者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の数に増減を生じた場合 ハ 法第三十三条第四項第一号又は第二一号のいずれか一に該当するに至つた場合 補償を受ける権利を有する者が死亡した場合には、その者の遺族は、遅滞なく、その旨を基金に届け出なければならない。  
前二項の届出をする場合には、その事實を証明することができる書類その他の資料を基金に提出しなければならない。  
前項の規定にかかるわらず、第一項第一号若しくは第四号(法第三十四条第一項第一号から第

一 届け出なければならない。  
二 氏名、住所若しくは個人番号を変更した場合又は新たに個人番号の通知を受けた場合  
三 傷病補償年金を受ける者にあつては、次に掲げる場合  
イ その負傷又は疾病が治った場合  
ロ その障害の程度に変更があつた場合  
四 遺族補償年金を受ける者にあつては、次に掲げる場合  
イ 法第三十四条第一項（同項第一号を除

関する報告書を基金に提出しなければならない。ただし、基金があらかじめその必要がないと認めて通知した場合は、この限りでない。

## 第二節 福祉事業

(福祉事業の種類)  
**第三十八条** 法第四十七条第一項に規定する被災職員及びその遺族の福祉に関して必要な事業の種類は、次のとおりとする。

- 一 外科後処置に関する事業
- 二 補装具に関する事業
- 三 リハビリテーションに関する事業
- 四 アフターケアに関する事業
- 五 休業援護金の支給
- 六 在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業
- 七 奨学援護金の支給
- 八 就労保育援護金の支給
- 九 傷病特別支給金の支給
- 十 障害特別支給金の支給
- 十一 遺族特別支給金の支給
- 十二 障害特別援護金の支給
- 十三 遺族特別援護金の支給
- 十四 傷病特別給付金の支給
- 十五 障害特別給付金の支給
- 十六 遺族特別給付金の支給
- 十七 障害差額特別給付金の支給
- 十八 長期家族介護者援護金の支給
- 十九 法第四十七条第二項に規定する公務上の災害を防止するために必要な事業の種類は、次のとおりとする。
- 二十 公務上の災害の防止に関する活動を行う団体に対する援助に関する事業
- 二十一 公務上の災害を防止する対策の調査研究に関する事業
- 二十二 公務上の災害を防止する対策の普及及び推進に関する事業
- (福祉事業の実施)
- 二十三 福祉事業の申請等)

- 二十三 福祉事業の申請等)
- 第四十条** 第三十八条第一項に規定する事業を受けようとする者は、基金の定めるところにより、氏名、個人番号その他の事項を記載した申請書を基金に提出しなければならない。ただし、当該者は、公金受取口座への払込みを希望しない場合には、個人番号の記載を要しないものとする。

2 基金は、前項の申請書を受理したときは、速やかに申請者に対し、承認するかどうかを通知しなければならない。

### 第四章 費用の負担

(概算負担金の納付)

#### 第四十二条 地方公共団体及び地方独立行政法人(以下「地方公共団体等」という。)は、毎会計年度の初日(新たに設置された地方公共団体等においては、当該設置の日)から四十五日以内に定款で定めるところにより算定した概算負担金を、基金の定める事項を記載した報告書に添えて、基金に納付しなければならない。

#### 第四十三条 刪除

(概算負担金の追加納付)

#### 第四十四条 地方公共団体等は、会計年度の中途中において定款に定める割合が引き上げられた場合には、基金が総務大臣の承認を受けて定めるところにより、概算負担金を基金に追加納付しなければならない。

(概算負担金の分割納付)

#### 第四十五条 地方公共団体等(当該年度の十月一日以降に新たに設置された地方公共団体等を除く。)は、基金の承認を受けた場合には、第四十二条の規定による概算負担金を分割して納付することができる。

2 前項の規定による分割納付は、四月一日から七月三十一日まで、八月一日から十一月三十日まで及び十二月一日から翌年三月三十一日までの各期(当該年度において、四月二日から五月三十一日までの間に新たに設置された地方公共団体等については当該設置の日から七月三十一日までを、六月一日から九月三十日までの間に新たに設置された地方公共団体等については当該設置の日から十一月三十日までを、最初の期とする。)に分けて行うものとする。

(旅費の支給)

#### 第四十六条 地方公共団体等は、毎会計年度の決算に計上された定款に定める職員の区分ごとの職員に係る給与の総額に定款で定める割合を乗じて算定した概算負担金の額、その他基金の定める事項を記載した報告書を基金に提出しなければならぬ。

(確定負担金の報告等)

#### 第四十七条 地方公共団体等が納付した概算負担金の額が確定負担金の額を超える場合には、その超える額を、次の会計年度の概算負担金又は未納の負担金に充当し、又は還付しなければならない。

2 基金は、地方公共団体等が納付した概算負担金の額が確定負担金の額に満たない場合には、その不足額を第一項の規定による報告書に添えて、基金に納付しなければならない。

#### 第五章 雜則

(第三者の行為による災害についての届出)

2 任命権者は、補償を受けるべき者から補償を受けるために必要な証明を求められた場合には、すみやかに証明をしなければならない。

3 前二項の規定は、第三十八条第一項に規定する事業を受けようとする者について準用する。

(端数の処理)

#### 第四十八条 法第六十条第一項の規定により出頭した者に対する旅費の支給については、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百四十四号)の規定に準じて基金が定める。

(通勤による災害に係る一部負担金)

2 任命権者は、補償を受けるべき者から補償を受けるために必要な証明を求められた場合には、すみやかに証明をしなければならない。

3 前二項の規定は、第三十八条第一項に規定する事業を受けようとする者について準用する。

(端数の処理)

#### 第四十九条 補償を受けようとする者が、事故その他理由により、みずから補償の請求その他の手続を行なうことが困難である場合には、任命権者は、その手続を行なうことができるよう助

2 基金は、前項の申請書を受理したときには、速やかに申請者に対し、承認するかどうかを通知しなければならない。

3 任命権者は、補償を受けるべき者から補償を受けるために必要な証明を求められた場合には、すみやかに証明をしなければならない。

4 前二項の規定は、第三十八条第一項に規定する事業を受けようとする者について準用する。

(端数の処理)

2 任命権者は、補償を受けるべき者から補償を受けるために必要な証明を求められた場合には、すみやかに証明をしなければならない。

3 前二項の規定は、第三十八条第一項に規定する事業を受けようとする者について準用する。

(端数の処理)

2 任命権者は、補償を受けるべき者から補償を受けるために必要な証明を求められた場合には、すみやかに証明をしなければならない。

3 前二項の規定は、第三十八条第一項に規定する事業を受けようとする者について準用する。

(端数の処理)

2 任命権者は、補償を受けるべき者から補償を受けるために必要な証明を求められた場合には、すみやかに証明をしなければならない。

3 前二項の規定は、第三十八条第一項に規定する事業を受けようとする者について準用する。

(端数の処理)

算負担金を、基金の承認を受けて定める方法により、当該納付の義務の生じた日以後に係る第二項の各期に分けて分割して納付することができる。

2 基金は、前項の申請書を受理したときには、速やかに申請者に対し、承認するかどうかを通知しなければならない。

3 任命権者は、補償を受けるべき者から補償を受けるために必要な証明を求められた場合には、すみやかに証明をしなければならない。

4 前二項の規定は、第三十八条第一項に規定する事業を受けようとする者について準用する。

(端数の処理)

2 任命権者は、補償を受けるべき者から補償を受けるために必要な証明を求められた場合には、すみやかに証明をしなければならない。

3 前二項の規定は、第三十八条第一項に規定する事業を受けようとする者について準用する。

(端数の処理)

一年法律第七十号) 第三条第二項に規定する日雇特例被保険者である職員にあっては、「百円」とする。ただし、当該額が、現に療養に要した費用の総額又は休業補償の総額を超える場合には、それらの総額のうち小さい額(それらの総額が同じ額のときはその額)に相当する額とする。

2 基金は、前項の申請書を受理したときには、速やかに申請者に対し、承認するかどうかを通知しなければならない。

3 任命権者は、補償を受けるべき者から補償を受けるために必要な証明を求められた場合には、すみやかに証明をしなければならない。

4 前二項の規定は、第三十八条第一項に規定する事業を受けようとする者について準用する。

(端数の処理)

2 任命権者は、補償を受けるべき者から補償を受けるために必要な証明を求められた場合には、すみやかに証明をしなければならない。

3 前二項の規定は、第三十八条第一項に規定する事業を受けようとする者について準用する。

(端数の処理)

並びに第三十九条の規定による年金たる傷病特別給付金、障害特別給付金及び遺産特別給付金（以下この項において「年金たる補償等」という。）にあつては、法第四十条第三項に規定する支払期月（同項たゞし書に規定する場合にあつては、同項たゞし書の規定により支払うものとされる月。以下この項において「支払期月」という。）にそれぞれ支払われた額の合計額とは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）及び第三号に掲げる額を第二号に掲げる額に加えた額とする。

一 平成三十一年四月一日以後に算定された平均給与額を基礎として支払われる額（年金たる補償等にあつては、支払期月にそれぞれ支払われる額の合計額）

二 平成三十一年四月一日前に算定された平均給与額を基礎として支払われた額（年金たる補償等にあつては、支払期月にそれぞれ支払われた額の合計額）

三 次のイ又はロに掲げる補償等に関する区分に従い、当該イ又はロに定めるところにより算定される額

イ 年金たる補償等 第一号の支払期月にそれぞれ支払われる額から第二号の支払期月にそれぞれ支払われた額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に、当該年金たる補償等の支給の対象とされた月を基準として総務大臣が定める率を乗じて得た額の合計額

ロ 年金たる補償等以外の補償等 第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に、同号に掲げる額が支給された日を基準として総務大臣が定める率を乗じて得た額

前項に定めるもののほか、同項の規定による支給の実施のために必要な事項は、基金が定めの定めるところにより算定した特別負担金を、

（平成二十四年度における特別負担金）

（施行期日）

附 則 抄

（第三条の二） この省令は、昭和四十二年十二月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（第三条の二） 地方公共団体等は、平成二十四年度に限り、第四十二条の概算負担金のほか、定期款の定めるところにより算定した特別負担金を、

(障害補償年金差額一時金)  
当該年度の三月三十一日までに、基金に納付しなければならない。

請求に基づき、補償として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給する。

一 加重前の障害の程度が第七級以上の障害等級に該当する場合 加重後の障害等級に応じそれぞれ法附則第五条の二第一項の表の下欄に掲げる額（加重後の障害が法第四十六条又は令第十条に規定する公務上の災害に係るものである場合には、当該額に加重後の障害が法同表の下欄に掲げる額（加重後の障害が法第四十六条又は令第十条に規定する公務上の災害に係るものである場合には、当該額に加重後の障害が法第三項又は第十条に規定する率を乗じて得た額を加算した額）から、加重前の障害等級に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる額（加重後の障害が法第十条に規定する率を乗じて得た額を加算した額）を差し引いた額

二 加重前の障害の程度が第八級以下の障害等級に該当する場合 加重後の障害等級に応じそれぞれ法附則第五条の二第一項の表の下欄に掲げる額（加重後の障害が法第四十六条又は令第十条に規定する公務上の災害に係るものである場合には、当該額に加重後の障害が法第十条に規定する率を乗じて得た額を加算した額）に、当該障害補償年金に係る第二十七条第一項の規定による金額を当該障害補償年金に係る加重後の障害の程度に応ずる法第二十九条第三項の規定による額（加重後の障害が法第四十六条又は令第十条に規定する公務上の災害に係るものである場合には、当該金額に加重後の障害の程度に応じそれぞれ令第二条の三第三項又は第十条に規定する率を乗じて得た額を加算した額）と、同項第二号中「加算した額」とあるのは「加算した額」に令附則第一条の三各号に定める額を加算した額」と、同項第一号中「額」とあるのは「額」に令附則第一条の三各号に定める額を加算した額」とあるのは「第二十七条规定により読み替えられた同条第一項」とする。（障害補償年金前払一時金）

は、基金の定めるところにより、障害補償年金の最初の支払に先立つて行わなければならぬ。ただし、既に障害補償年金の支払があつた場合であつても、基金の行う該障害補償年金の支給の決定に関する通知があつた日の翌日から起算して一年を経過する日までの間は、当該申出を行うことができる。

2 前項の申出は、同一の災害につき二回以上行うことができない。

**第四条の三** 障害補償年金前払一時金の額は、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ法附則第五条の二第一項の表の下欄に掲げる額（当該障害補償年金について法第二十九条第八項の規定が適用された場合にあつては、加重前の障害の程度に応じ附則第四条第一項各号に定める額（加重後の障害が法第四十六条又は令第十条に規定する公務上の災害に係るものにあつては、それぞれ令第二条の三第三項又は第十条に規定する率を乗じて得た額を加算しないものとした場合における該各号に定める額）とし、以下この条において「障害補償年金前払一時金の限度額」という。）又は障害補償年金前払一時金の限度額の範囲内で、平均給与額の千二百日分、千日分、八百日分、六百日分、四百日分若しくは二百日分に相当する額のうち、当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。ただし、前条第一項のとおり書の規定による申出が行われた場合には、平均給与額の千二百日分、千日分、八百日分、六百日分、四百日分又は二百日分に相当する額のうち、当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ障害補償年金前払一時金の限度額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該障害補償年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。

**第四条の四** 障害補償年金は、附則第四条の二第一項本文の規定による申出が行われた場合にあつては、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日（同項ただし書の規定による申出が行









の状態に変更があつたときに存した障害（旧規則別表第三第十二級の項第十号又は第十四級の項第十号に該当するものに限る。）の状態の評価については、附則第三条の規定にかかわらず、それぞれ当該職員が死亡した日又は当該変更があつた日から新規則別表第三の規定を適用する。

## 附則

（平成二四年六月七日総務省令第五一号）

この省令は、公布の日から施行する。

## 附則

（平成二五年一〇月一日総務省令第

この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。

## 附則

（平成二六年一月一日総務省令第

この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。

## 附則

（平成二六年三月三一日総務省令第

1 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（施行期日）抄

（平成二六年一月一日総務省令第

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の地方公務員災害補償法施行規則第五十一条の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

（施行期日）抄

（平成二七年三月三一日総務省令第

この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行の日から施行する。

（施行期日）抄

（平成二七年九月一六日総務省令第

この省令は、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年十月一日）から施行する。

（施行期日）抄

（平成二七年九月三〇日総務省令第

この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）抄

（平成二七年一二月二四日総務省令第

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

## 附則

（平成二八年一二月一九日総務省令第

（施行期日）

この省令は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年一月一日）から施行する。

（経過措置）

この省令による改正後の地方公務員災害補償法施行規則第一条の五第一項第五号の規定は、平成二十九年一月一日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

（附則）（平成二九年三月三一日総務省令第

この省令は、平成二十九年七月一日から施行する。

（附則）（平成三〇年三月三〇日総務省令第

この省令は、公布の日から施行する。

（附則）（平成三一年三月三一日総務省令第

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（附則）（平成三一年四月一〇日総務省令第

この省令は、平成三十一年四月十日から施行する。

（附則）（令和二年三月三一日総務省令第

この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。

（附則）（令和二年三月三一日総務省令第

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

（附則）（令和二年三月三一日総務省令第

この省令は、平成三十二年四月十日から施行する。

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

## 附則

（令和五年一月一八日総務省令第

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

## 附則

（令和五年九月二九日総務省令第

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

## 附則

（令和六年三月二九日総務省令第

（施行期日）

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

## 附則

（令和六年五月二七日総務省令第

（施行期日）

この省令は、令和六年五月二七日から施行する。

## 別表第一（第一条の二関係）

この省令は、公布の日から施行する。

（附則）（令和六年五月二七日総務省令第

この省令は、平成二十九年七月一日から施行する。

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

## 附則

（令和五年九月二九日総務省令第

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

## 附則

（令和五年九月二九日総務省令第

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

## 附則

（令和六年三月二九日総務省令第

（施行期日）

この省令は、令和六年三月二九日から施行する。

## 附則

（令和六年五月二七日総務省令第

（施行期日）

この省令は、令和六年五月二七日から施行する。

ギ一性の鼻炎、気管支ぜん息等の呼吸器疾患  
 6 編、亜麻等の粉じんを飛散する場所における業務に従事したため生じた呼吸器疾患  
 7 石綿にさらされる業務に従事したため生じた良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚  
 8 空気中の酸素濃度の低い場所における業務に従事したため生じた酸素欠乏症  
 9 1から8までに掲げるもののほか、化学物質等にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病  
 10 石綿にさらされる業務に従事したため生じた白血病  
 11 三・三、一ジクロロ一四・四、一ジアミノジフェニルメタンにさらされる業務に従事したため生じた肝血管肉腫又は肝細胞がん  
 12 オルトートルイジンにさらされる業務に従事したため生じたぼうこうがん  
 13 一・二ジクロロプロパンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍  
 14 ジクロロメタンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん  
 15 放射線にさらされる業務に従事したため生じた膀胱がん  
 16 鉛物油、タル、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務に従事したため生じた皮膚がん  
 17 1から16までに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたこの明らかな疾病  
 18 相当の期間にわたって継続的に行なう長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じたこの明らかな疾病  
 19 人の生命にかかる事故への遭遇その他の重度の精神的又は肉体的負荷を与える事象を伴う業務に従事したため生じた精神及び行動の障害並びにこれに付随する疾病

七  
 1 原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたこの明らかな疾病  
 2 ベンジンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍  
 3 四アミノジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍  
 4 四ニトロジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍  
 5 ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務に従事したため生じた肺がん  
 6 ベリリウムにさらされる業務に従事したため生じた肺がん  
 7 ベンゾトリクロリドにさらされる業務に従事したため生じた肺がん  
 従事したため生じた肺がん

級等病傷別表第二(第二十六条の四関係)	級等病傷別表第三(第二十六条の五関係)	級等病傷別表第一(第二十六条の四関係)
九 1 人の生命にかかる事故への遭遇その他の重度の精神的又は肉体的負荷を与える事象を伴う業務に従事したため生じた精神及び行動の障害並びにこれに付随する疾病的状態 十 前各号に掲げるもののほか、公務に起因することの明らかな疾病	八 1 両眼の視力が〇・〇二以下になつているもの 2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、随時介護を要するもの 3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、随時介護を要するもの 4 両上肢を手関節以上で失つたもの 5 両下肢を足関節以上で失つたもの 6 前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの 7 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 8 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 9 両手の手指の全部を失つたもの 10 両耳の聴力を全く失つたもの 11 一上肢をひざ関節以上で失つたもの 12 両手の手指の全部の用を失つたもの 13 両足をリストラン関節以上で失つたもの	八 1 両眼が失明しているもの 2 咀嚼及び言語の機能を廃しているもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 両上肢をひじ関節以上で失つたもの 6 両上肢の用を全廃したもの 7 両下肢をひざ関節以上で失つたもの 8 両下肢の用を全廃してあるもの 9 両上肢をひじ関節以上で失つたものの前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの 10 両下肢をひざ関節以上で失つたものの前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの 11 両眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 12 両眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 13 両上肢を手関節以上で失つたもの 14 両下肢を足関節以上で失つたもの 15 両下肢を手関節以上で失つたもの 16 両下肢を足関節以上で失つたもの 17 両上肢を手関節以上で失つたもの 18 両下肢を足関節以上で失つたもの 19 両上肢を手関節以上で失つたもの

級一第	級一第	級一第
二 1 両眼が失明したもの 2 咀嚼及び言語の機能を廃したものの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 両上肢をひじ関節以上で失つたもの 6 両上肢の用を全廃したもの 7 両下肢をひざ関節以上で失つたもの 8 両下肢の用を全廃したもの 9 両上肢を手関節以上で失つたもの 10 両下肢を手関節以上で失つたもの 11 両眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 12 両眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 13 両上肢を手関節以上で失つたもの 14 両下肢を足関節以上で失つたもの 15 両下肢を足関節以上で失つたもの 16 両上肢を手関節以上で失つたもの 17 両下肢を足関節以上で失つたもの 18 両上肢を手関節以上で失つたもの 19 両下肢を足関節以上で失つたもの	二 1 両眼が失明しているもの 2 咀嚼及び言語の機能を廃しているもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 両上肢をひじ関節以上で失つたもの 6 両上肢の用を全廃したもの 7 両下肢をひざ関節以上で失つたもの 8 両下肢の用を全廃してあるもの 9 両上肢をひじ関節以上で失つたものの前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの 10 両下肢をひざ関節以上で失つたものの前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの 11 両眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 12 両眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 13 両上肢を手関節以上で失つたもの 14 両下肢を足関節以上で失つたもの 15 両下肢を足関節以上で失つたもの 16 両上肢を手関節以上で失つたもの 17 両下肢を足関節以上で失つたもの 18 両上肢を手関節以上で失つたもの 19 両下肢を足関節以上で失つたもの	二 1 両眼が失明しているもの 2 咀嚼及び言語の機能を廃したものの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 両上肢をひじ関節以上で失つたもの 6 両上肢の用を全廃したもの 7 両下肢をひざ関節以上で失つたもの 8 両下肢の用を全廃したもの 9 両上肢を手関節以上で失つたもの 10 両下肢を手関節以上で失つたもの 11 両眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 12 両眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 13 両上肢を手関節以上で失つたもの 14 両下肢を足関節以上で失つたもの 15 両下肢を足関節以上で失つたもの 16 両上肢を手関節以上で失つたもの 17 両下肢を足関節以上で失つたもの 18 両上肢を手関節以上で失つたもの 19 両下肢を足関節以上で失つたもの

級五第	級四第	級三第	級二第
一 1 一眼が失明し、他眼の視力が〇・一以下になつたもの 2 両耳の聴力を全く失つたもの 3 一上肢をひざ関節以上で失つたもの 4 両手の手指の全部を失つたもの 5 両手の手指の全部の用を失つたもの 6 両足をリストラン関節以上で失つたもの	一 1 両眼の視力が〇・〇六以下になつたもの 2 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残すもの 4 両手の手指の全部を失つたもの 5 両手の手指の全部の用を失つたもの 6 両手の手指の全部を失つたもの 7 両足をリストラン関節以上で失つたもの	一 1 両眼の視力が〇・〇六以下になつたもの 2 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残すもの 4 両手の手指の全部を失つたもの 5 両手の手指の全部の用を失つたもの 6 両手の手指の全部を失つたもの 7 両足をリストラン関節以上で失つたもの	一 1 両眼が失明し、他眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 2 咀嚼及び言語の機能を廃したものの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 両上肢をひじ関節以上で失つたもの 6 両上肢の用を全廃したもの 7 両下肢をひざ関節以上で失つたもの 8 両下肢の用を全廃したもの 9 両上肢を手関節以上で失つたもの 10 両下肢を手関節以上で失つたもの 11 両眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 12 両眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 13 両上肢を手関節以上で失つたもの 14 両下肢を足関節以上で失つたもの 15 両下肢を足関節以上で失つたもの 16 両上肢を手関節以上で失つたもの 17 両下肢を足関節以上で失つたもの 18 両上肢を手関節以上で失つたもの 19 両下肢を足関節以上で失つたもの

級六 第	級七 第	級八 第
一両眼の視力が○・一以下になつたもの	一耳の聽力を全く失い、他耳の聽力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの	一上肢を手関節以上で失つたもの
一上肢の用を全廃したもの	一耳の聽力を全く失い、他耳の聽力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの	一上肢を足関節以上で失つたもの
一下肢の用を全廃したもの	五脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの	兩足の足指の全部を失つたもの
兩足の足指の全部を失つたもの	三両耳の聽力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの	一下肢を足関節以上で失つたもの
一下肢を足関節以上で失つたもの	二呪唸又は言語の機能に著しい障害を残すもの	一両眼の視力が○・一以下になつたもの
一両眼の視力が○・一以下になつたもの	四耳の聽力を全く失い、他耳の聽力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの	一上肢を手関節以上で失つたもの
一上肢を手関節以上で失つたもの	五脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの	兩足の足指の全部を失つたもの
兩足の足指の全部を失つたもの	六一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの	一下肢を足関節以上で失つたもの
一下肢を足関節以上で失つたもの	七一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの	一上肢を手関節以上で失つたもの
一上肢を手関節以上で失つたもの	八一手の五の手指又は母指を含み四の手指を失つたもの	一両眼の視力が○・一以下になつたもの
一両眼の視力が○・一以下になつたもの	一一眼が失明し、他眼の視力が○・六以下になつたもの	一耳の聽力を全く失い、他耳の聽力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの
一耳の聽力を全く失い、他耳の聽力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの	二両耳の聽力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの	一耳の聽力を全く失い、他耳の聽力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの
二両耳の聽力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの	三一耳の聽力を全く失い、他耳の聽力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの	一耳の聽力を全く失い、他耳の聽力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの
三一耳の聽力を全く失い、他耳の聽力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの	四神經系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの	一耳の聽力を全く失い、他耳の聽力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの
四神經系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの	五胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの	一耳の聽力を全く失い、他耳の聽力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの
五胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの	六一手の母指を含み三の手指を失つたもの又は母指以外の四の手指を失つたもの	一耳の聽力を全く失い、他耳の聽力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの
六一手の母指を含み三の手指を失つたもの又は母指以外の四の手指を失つたもの	七一手の五の手指又は母指を含み四の手指の用を失つたもの	一耳の聽力を全く失い、他耳の聽力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの
七一手の五の手指又は母指を含み四の手指の用を失つたもの	八一足をリスフラン関節以上で失つたもの	一耳の聽力を全く失い、他耳の聽力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの
八一足をリスフラン関節以上で失つたもの	九一下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの	一耳の聽力を全く失い、他耳の聽力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの

級九第	級八第
十一 両足の足指の全部の用を廃したものの障害を残すもの	十一 一下肢に偽関節を残し著しい運動
十二 外貌に著しい醜状を残すもの	十二 ○・○二以下になつたものの
十三 兩側の睾丸を失つたもの	十三 一眼が失明し、又は一眼の視力が
一 一眼が失明し、又は一眼の視力が	一 一眼が失明し、又は一眼の視力が
二 脊柱に運動障害を残すもの	二 脊柱に運動障害を残すもの
三 一手の母指を含み二の手指を失つたもの又は母指以外の三の手指を失つたもの	三 一手の母指を含み二の手指を失つたもの又は母指以外の三の手指を失つたもの
四 一手の母指を含み三の手指の用を廃したもの又は母指以外の四の手指の用を廃したもの	四 一手の母指を含み三の手指の用を廃したもの又は母指以外の四の手指の用を廃したもの
五 一下肢を五センチメートル以上短縮したもの	五 一下肢を五センチメートル以上短縮したもの
六 一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの	六 一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの
七 一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの	七 一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの
八 一上肢に偽関節を残すもの	八 一上肢に偽関節を残すもの
九 一下肢に偽関節を残すもの	九 一下肢に偽関節を残すもの
十 一足の足指の全部を失つたもの	十 一足の足指の全部を失つたもの
一一 両眼の視力が○・六以下になつたもの	一一 両眼の視力が○・六以下になつたもの
一二 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの	一二 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの
三四 一眼の視力が○・○六以下になつたもの	三四 一眼の視力が○・○六以下になつたもの
五六 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの	五六 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
六 咳及び言語の機能に障害を残すもの	六 咳及び言語の機能に障害を残すもの
七 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの	七 両耳の聴力が一メートル以上の距離を解することができない程度になり、他の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができる程度になつたもの
八 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができる程度になつたもの	八 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができる程度になつたもの
九 一耳の聴力を全く失つたもの	九 一耳の聴力を全く失つたもの
十 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの	十 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの

級 第十	級 第十一
一 四の十歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	十一 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの
二 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	十二 一手の母指又は母指以外の二の手指を失つたもの
三 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	十三 一手の母指を含み二の手指の用を廃したもの又は母指以外の三の手指の用を廃したもの
四 十歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	十四 一足の第一の足指を含み二以上の足指を失つたもの
五 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解する事が困難である程度になつたもの	十五 一足の足指の全部の用を廃したも
六 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの	十六 外貌に相当程度の醜状を残すもの
七 一手の母指又は母指以外の二の手指の用を廃したもの	十七 生殖器に著しい障害を残すもの
八 一下肢を三センチメートル以上短縮したもの	一 一眼の視力が〇・一以下になつたもの
九 一足の第一の足指又は他の四の足指を失つたもの	二 正面視で複視を残すもの
十 一上肢の三大関節中の二関節の機能に著しい障害を残すもの	三 咳嗽又は言語の機能に障害を残すもの
一一 一下肢の三大関節中の二関節の機能に著しい障害を残すもの	四 十四歯以上に対し歯科補綴を加えたもの

級 第十 三十	級 第二十 第一
一 両耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの	六 一耳の聴力が四十分セントメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの
二 正面視以外で複視を残すもの	七 脊柱に変形を残すもの
三 一眼に半盲症、視野狭窄 <sup>アキニヤク</sup> 又は視野変状を残すもの	八 一手の示指、中指又は環指を失つたもの
四 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまづげを残すもの	九 一足の第一の足指を含み二以上の足の用を廃したもの
	十 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるものは運動障害を残すもの
	一一 眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの
	一二 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
	一三 七歯以上に對し歯科補綴 <sup>ヒツヅイ</sup> を加えたもの
	一四 一耳の耳殻の大部分を欠損したもの
	一五 鎖骨、胸骨、肋骨、肩胛骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの
	一六 一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの
	一七 一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの
	一八 長管骨に変形を残すもの
	一九 一手の小指を失つたもの
	二〇 一手の示指、中指又は環指の用を廃したもの
	二一 一足の第二の足指を失つたもの、第二の足指を含み二の足指を失つたもの又は第三の足指以下の三の足指を失つたもの
	二二 一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの
	二三 局部に頑固な神經症状を残すもの
	二十四 外貌に醜状を残すもの
	二五 一眼の視力が○・六以下になつたもの

随時を要するもの	別表第二級の項第二号に該当する障害又は別表第三級の項第三号に該当する障害又は別表第三級の項第四号に該当する障害	第一級の傷病等級に該当する障害又は第一級の障害等級に該当する障害であつて前二号に掲げるものと同程度の介護を要するもの
状態	状態	状態
の介護を要するもの	の介護を要するもの	の介護を要するもの
の介護を要するもの	の介護を要するもの	の介護を要するもの